

**青梅都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を
改正する条例**

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 2 月 2 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

御岳山地区の公共下水道の整備に伴い、当該事業に要する費用の一部に充てるため、都市計画法の規定にもとづく受益者負担金を徴収したいので、この条例案を提出いたします。

**青梅都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を
改正する条例**

青梅都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和 4 8 年条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条ただし書中「および前条第 1 項の規定により受益者から徴収すべき金額」を削る。

別表中

「

御岳山事業区域第 1 負担区	1 平方メートル当たり 5 3 6 円
ただし、第 3 期事業区域負担区および小曾木事業区域負担区の市街化調整区域については、1 平方メートル当たり 3 3 2 円を、御岳山事業区域第 1 負担区の市街化調整区域については、1 平方メートル当たり 4 9 円を加えるものとする。	

」

を

「

御岳山事業区域第 1 負担区	1 平方メートル当たり 5 3 6 円
御岳山事業区域第 2 負担区	1 平方メートル当たり 6 0 3 円

」

に改め、同表に備考として次のように加える。

備考

- 1 第 3 期事業区域負担区および小曾木事業区域負担区の市街化調整区域については、1 平方メートル当たり 3 3 2 円を加えた額を単位負担金額とする。
- 2 御岳山事業区域第 1 負担区の市街化調整区域については、1 平方メートル当たり 4 9 円を加えた額を単位負担金額とする。
- 3 御岳山事業区域第 2 負担区の市街化調整区域については、1 平方メートル当たり 4 3 円を加えた額を単位負担金額とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。